また、水俣市長を会長とする南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 熊本県葦北郡津奈木町役場及び水俣市役所

○国土交通省告示第千三十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路株式会社において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二号及び第九条第一項第二号の規定による協議が成立したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　道路の種類　高速自動車国道

二　路線名及び位置

北海道縦貫自動車道函館名寄線

砂川市北光三三六番三から同市空知太五六五番五まで

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名　称　都市公園管理者　北海道（都市公園法第二条の三の規定による管理者）

所在地　札幌市中央区北三条西六丁目

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理内容

兼用工作物の維持、修繕、災害復旧その他の管理

五　協定の発効日　平成二十七年八月八日

六　その他　平成七年三月十日付け建設省告示第五百八十七号は廃止する。

○国土交通省告示第千三十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ヤマハ熊本プロダクツ株式会社　本社工場	熊本県八代市新港町四丁目8番地	船外機（連続最大出力が56キロワット以下のものに限る。）	平成27年10月1日から平成32年9月30日まで

○国土交通省告示第千三十八号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

附則第三項の表一の項及び同表三のイの項利率欄中「〇・八パーセント」を「〇・七パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十七年九月九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○防衛省告示第百八十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年十月五日

防衛大臣　中谷　元

日時	区域	実施艦等
平成二十七年十月十二日、同月十五日及び同月十八日（予備、同月十三日及び同月十六日）の毎日一〇〇〇から一五〇〇まで	相模湾の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域 (ア)　北緯三五度〇五分三〇秒　東経一三九度一七分二四秒 (イ)　北緯三五度〇五分三〇秒　東経一三九度三三分三〇秒 (ウ)　北緯三五度〇〇分三〇秒　東経一三九度三三分三六秒 (エ)　北緯三五度〇〇分三〇秒　東経一三九度一七分二四秒	自衛艦三隻　航空機五機 その他　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 一　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。 三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月五日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
南房総市富浦町豊岡字久保八二五番三から同市富浦町豊岡字坂ノ下八三〇番四まで	前	二四・〇～三九・〇	一・六〇一
	後	二四・〇～三五・四	一・六〇一

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五十号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定により公園と海岸との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局国営常陸海浜公園事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月五日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　公園の名称　国営常陸海浜公園

二　兼用工作物の位置　茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町千駄切552の63地先

三　管理者の氏名及び住所

氏名　海岸管理者　茨城県知事

住所　茨城県水戸市笠原町九七八番六

四　管理者が行う兼用工作物の管理の内容　兼用工作物の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧

五　管理の期間　平成二十七年八月二十一日から兼用工作物の存続する日まで

○中国地方整備局告示第百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十五年中国地方整備局告示第九十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月五日

中国地方整備局長　丸山　隆英

別表の指定番号一の項、指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に、指定をした日欄中「平成二十五年十月一日」を「平成二十七年九月十八日」に改める。